

山形県私立学校規則指導要綱

昭和 54 年 3 月 14 日制定

昭和 62 年 3 月 31 日改正

平成 27 年 10 月 1 日改正

令和 7 年 3 月 28 日改正、同年 4 月 1 日施行

令和 8 年 3 月 31 日改正、同年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、山形県私立学校規則（昭和 52 年 9 月県規則第 51 号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(収益事業)

第 2 条 規則第 4 条に掲げる学校法人の行うことのできる収益事業（以下「収益事業」という。）は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) いわゆる風俗営業に該当するとき方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- (4) 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他の不当な方法によって経営されるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

2 収益事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。

3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、たとえば小売業については食料品小売業、製造業については機械器具製造業等と具体的に記載すること。

(学校設置等計画の届出等)

第 3 条 規則第 6 条第 1 項の規定による届出（以下「届出」という。）は、特別の事情がない限り、学校（高等学校の課程及び学科についても同様とする。以下同じ。）の開設又は学則の変更をしようとする年度の前々年度の 10 月 31 日までに事業計画書（別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを行わなければならない。

- (1) 設置趣意書（収容定員の増加を伴う学則変更の場合には変更理由書）
- (2) 学校の設置（高等学校の課程及び学科の設置を含む。）又は学校の収容定員の増加に係る学則変更についての理事会の決議録（学校法人の設立を伴う場合には設立発起人会決議録）
- (3) 設置者の履歴書等（学校法人にあっては法人登記簿謄本、学校法人設立を伴う場合に

あつては設立発起人及び設立後の学校法人の役員就任予定者の履歴書)

(4) 校地の実測図及び位置図並びに校舎の平面図（各部屋、廊下等の面積を明らかにしたもの）及び配置図

(5) 校地の登記簿謄本（設置者が当該校地予定地に係る権利を取得していない場合にあっては当該校地予定地に係る登記簿謄本及び当該権利の取得の見込みを証する書類）

- 2 知事は、届出があつた場合において、当該届出に係る計画につき、中止、規模の縮小、実施の延期その他計画の変更をすることが適当であると認めるときは、学校の開設又は学則の変更をしようとする年度の前々年度の3月31日までに、当該届出をした者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による通知をするに当たり、生徒又は幼児の就学の状況及び見通しその他本県の学校教育の現状等を考慮し必要な調査を行うとともに、必要があると認めるときは関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、届出をした者に対して第2項の規定による通知を必要としないと認めたとき及び同項の規定による通知を受けた者がその通知に係る知事の指導に従い学校の開設又は学則の変更をしようとする年度の前年度の5月31日までに計画を変更したときは、学校の設置認可の申請又は学校の収容定員の増加に係る学則の変更認可の申請及び法令の規定に基づく助成・融資のあっせん等について技術的な指導及び助言を行うものとする。
- 5 前項の知事の指導及び助言を受けたことをもって、学校の設置又は学校の収容定員の増加に係る学則の変更について、認可されるべきものとなつたと解釈してはならない。